地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
北海道		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
北海道	○札幌市	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	函館市	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	小樽市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	旭川市	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	室蘭市	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	釧路市	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	帯広市	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	北見市	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	夕張市	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	岩見沢市	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	留萌市	－	－	○	○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
北海道	苫小牧市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	稚内市	－	○	○	○	－	○	○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	美唄市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	芦別市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	江別市	－	－	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	赤平市	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	紋別市	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	士別市	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	名寄市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	三笠市	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	根室市	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	千歳市	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	滝川市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－
北海道	砂川市	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	歌志内市	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	深川市	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
北海道	富良野市	－	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	登別市	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
北海道	恵庭市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	伊達市	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	北広島市	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	石狩市	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	北斗市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	当別町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
北海道	新篠津村	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	松前町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	○
北海道	知内町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－
北海道	木古内町	○	○	○	－	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－
北海道	七飯町	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	鹿部町	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	森町	－	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	－	－	○	－	－	－
北海道	八雲町	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	－	－	○	○	－	－
北海道	長万部町	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	江差町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	上ノ国町	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	厚沢部町	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	乙部町	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	奥尻町	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－
北海道	島牧村	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	寿都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－	○	－
北海道	蘭越町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－
北海道	ニセコ町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	真狩村	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－
北海道	留寿都村	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	喜茂別町	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
北海道	京極町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	倶知安町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－
北海道	共和町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－
北海道	岩内町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	泊村	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	神恵内村	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
北海道	積丹町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
北海道	古平町	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	仁木町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	余市町	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	赤井川村	－	－	－	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	南幌町	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	奈井江町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○
北海道	上砂川町	－	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	由仁町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	長沼町	－	－	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	栗山町	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	月形町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	浦臼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	新十津川町	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○	－	－	○	○
北海道	妹背牛町	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	秩父別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	雨竜町	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	北竜町	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	沼田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
北海道	鷹栖町	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	東神楽町	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－
北海道	当麻町	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	比布町	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	愛別町	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	上川町	－	○	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
北海道	東川町	－	○	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	美瑛町	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	上富良野町	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	中富良野町	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	南富良野町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
北海道	占冠村	－	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
北海道	和寒町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	剣淵町	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	下川町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	美深町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	音威子府村	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○	－	○	－	－
北海道	中川町	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
北海道	幌加内町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
北海道	増毛町	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	小平町	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	苫前町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	羽幌町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
北海道	初山別村	－	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	遠別町	－	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	天塩町	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	猿払村	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
北海道	浜頓別町	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－
北海道	中頓別町	－	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	枝幸町	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	豊富町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－
北海道	礼文町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	利尻町	－	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	利尻富士町	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	幌延町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○
北海道	津別町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
北海道	斜里町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－	○	－
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	小清水町	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	訓子府町	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
北海道	佐呂間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
北海道	遠軽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	湧別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	滝上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	興部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－
北海道	西興部村	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	雄武町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	○
北海道	豊浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	壮瞥町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－
北海道	白老町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	厚真町	○	－	○	○	－	－	○	－	○	○	－	○	－	－	○	－	－
北海道	洞爺湖町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○
北海道	安平町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	むかわ町	－	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	_	－
北海道	日高町	－	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－
北海道	平取町	○	－	－	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	新冠町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
北海道	浦河町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	様似町	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
北海道	えりも町	○	○	○	○	－	－	○	○	－	○	○	－	○	－	－	○	○
北海道	新ひだか町	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	音更町	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	士幌町	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	上士幌町	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	鹿追町	－	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
北海道	新得町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	清水町	－	－	－	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
北海道	芽室町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	中札内村	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	更別村	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	大樹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
北海道	広尾町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
北海道	幕別町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	池田町	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	豊頃町	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	本別町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－
北海道	足寄町	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	浦幌町	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	釧路町	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	厚岸町	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	浜中町	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	標茶町	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	弟子屈町	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	鶴居村	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
北海道	白糠町	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	別海町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	中標津町	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	標津町	－	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○
北海道	羅臼町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
青森県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	－
青森県	十和田市	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	－
青森県	三沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
青森県	むつ市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－
青森県	つがる市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
青森県	平川市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	－
青森県	今別町	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－
青森県	鰺ヶ沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
青森県	西目屋村	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	○	－
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－
青森県	板柳町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	－
青森県	六ヶ所村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
青森県	五戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
青森県	新郷村	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－
岩手県		○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－
宮城県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○	－
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
宮城県	白石市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	名取市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
宮城県	角田市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○
宮城県	多賀城市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	○
宮城県	富谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	○
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
宮城県	七ヶ宿町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
宮城県	柴田町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
宮城県	丸森町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	亘理町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
宮城県	松島町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	七ヶ浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
宮城県	利府町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	○
宮城県	大郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	○
宮城県	大衡村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	○
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○	○
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－
秋田県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○
秋田県	秋田市	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	能代市	○	－	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	○	－	○
秋田県	横手市	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	大館市	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	○	○
秋田県	男鹿市	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	湯沢市	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○
秋田県	鹿角市	○	－	－	○	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	○	－	－
秋田県	由利本荘市	○	－	○	○	－	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	－	○
秋田県	潟上市	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	大仙市	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－
秋田県	北秋田市	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
秋田県	にかほ市	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	○
秋田県	仙北市	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	○
秋田県	小坂町	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	上小阿仁村	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	藤里町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－
秋田県	三種町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○
秋田県	八峰町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	五城目町	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	八郎潟町	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	井川町	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	○
秋田県	大潟村	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	○
秋田県	美郷町	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
秋田県	羽後町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－
秋田県	東成瀬村	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－
山形県		○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
山形県	山形市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	－
山形県	米沢市	○	○	－	○	○	－	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	－
山形県	酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－
山形県	新庄市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
山形県	寒河江市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
山形県	上山市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	－
山形県	村山市	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
山形県	長井市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
山形県	天童市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
山形県	東根市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
山形県	尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－
山形県	南陽市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
山形県	朝日町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
山形県	金山町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
山形県	最上町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
山形県	舟形町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
山形県	真室川町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	－
山形県	大蔵村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
山形県	鮭川村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	－
山形県	戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
山形県	高畠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	－
山形県	飯豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－
福島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	福島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	○
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
福島県	鏡石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	天栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	北塩原村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	○
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	柳津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	金山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	西郷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
福島県	棚倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	塙町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	鮫川村	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	三春町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
福島県	小野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	広野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
福島県	楢葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
茨城県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
茨城県	日立市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	結城市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	高萩市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	北茨城市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	笠間市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	取手市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	ひたちなか市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	潮来市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－
茨城県	筑西市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	桜川市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－	○	○	○	○	－
茨城県	行方市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
茨城県	つくばみらい市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
茨城県	茨城町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－
茨城県	境町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
栃木県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	鹿沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	○	○
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	○	○	○
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	真岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	大田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
栃木県	上三川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○	○	－	○	○
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	市貝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	壬生町	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	高根沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
群馬県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
群馬県	高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
群馬県	桐生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
群馬県	伊勢崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
群馬県	太田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
群馬県	沼田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
群馬県	館林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	渋川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○
群馬県	安中市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	－	－
群馬県	榛東村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬県	吉岡町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－
群馬県	上野村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	－	－
群馬県	神流町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－
群馬県	下仁田町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
群馬県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
群馬県	中之条町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○
群馬県	長野原町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	○	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
群馬県	嬬恋村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－
群馬県	草津町	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	○
群馬県	高山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	○	－
群馬県	片品村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－
群馬県	川場村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	○	－
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－
群馬県	玉村町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○
群馬県	板倉町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	－
群馬県	明和町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
群馬県	千代田町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	○	－
群馬県	邑楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－
埼玉県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
埼玉県	川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	○	－
埼玉県	熊谷市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	川口市	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	行田市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	秩父市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－
埼玉県	飯能市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
埼玉県	加須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	東松山市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	春日部市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	－	－
埼玉県	羽生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	深谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	蕨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	入間市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	○	－	○	○
埼玉県	志木市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	○	－	－	－
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－
埼玉県	北本市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	－
埼玉県	三郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	－
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	－	－
埼玉県	坂戸市	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉県	幸手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	－	○	－
埼玉県	日高市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－
埼玉県	白岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	－
埼玉県	三芳町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
埼玉県	毛呂山町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
埼玉県	越生町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
埼玉県	滑川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	嵐山町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－
埼玉県	川島町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－	○
埼玉県	吉見町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	○	○	○	－
埼玉県	鳩山町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
埼玉県	ときがわ町	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	皆野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
埼玉県	長瀞町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○
埼玉県	小鹿野町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	東秩父村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	美里町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－	○	○
埼玉県	宮代町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○
埼玉県	杉戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	－	－
千葉県		○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
千葉県	○千葉市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	成田市	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉県	鎌ケ谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	－	○
千葉県	浦安市	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉県	四街道市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	－	－
千葉県	印西市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
千葉県	富里市	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉県	匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
千葉県	山武市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
千葉県	神崎町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉県	多古町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉県	芝山町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
千葉県	横芝光町	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	○
東京都		○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	中野区	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－
東京都	杉並区	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
東京都	日野市	※	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－
東京都	国分寺市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－
東京都	多摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
神奈川県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	－
神奈川県	○横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
神奈川県	○川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
神奈川県	○相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	－	－
神奈川県	秦野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	－
神奈川県	座間市	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
神奈川県	寒川町	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	－	○	－
神奈川県	伊勢原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
神奈川県	南足柄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－
新潟県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
新潟県	柏崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○
新潟県	小千谷市	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
新潟県	十日町市	－	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－
新潟県	見附市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	－
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
新潟県	上越市	－	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
新潟県	佐渡市	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
新潟県	南魚沼市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	－
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
新潟県	湯沢町	－	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－
新潟県	津南町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
新潟県	関川村	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
富山県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
富山県	富山市	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
富山県	滑川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○
富山県	舟橋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
石川県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	金沢市	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
石川県	七尾市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	－
石川県	小松市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
石川県	珠洲市	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
石川県	加賀市	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
石川県	羽咋市	－	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
石川県	かほく市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
石川県	川北町	－	－	○	○	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	内灘町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
石川県	志賀町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
石川県	宝達志水町	－	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
石川県	中能登町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
石川県	穴水町	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
石川県	能登町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福井県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
福井県	福井市	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福井県	敦賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
福井県	鯖江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	越前市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○	－	－
福井県	坂井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○
山梨県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	山梨市	－	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	韮崎市	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－	－	○	○
山梨県	南アルプス市	－	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－
山梨県	上野原市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	甲州市	－	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	中央市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	市川三郷町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	富士川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
山梨県	昭和町	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	小菅村	－	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	丹波山村	－	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野県	長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○
長野県	上田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
長野県	須坂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	飯山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	千曲市	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	小海町	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	○
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	川上村	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	○
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	○
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－	－	○
長野県	北相木村	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	富士見町	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
長野県	原村	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	中川村	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	宮田村	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	阿南町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
長野県	阿智村	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	○	－
長野県	根羽村	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	下條村	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	－	○	－	－	○	－
長野県	売木村	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	○	－
長野県	天龍村	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	泰阜村	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	○	－
長野県	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	南木曽町	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
長野県	木曽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
長野県	木祖村	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	王滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
長野県	麻績村	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－
長野県	生坂村	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	○
長野県	朝日村	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	○
長野県	松川村	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
長野県	白馬村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
長野県	小谷村	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	坂城町	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－	－	－
長野県	山ノ内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	木島平村	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
長野県	野沢温泉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	信濃町	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
長野県	飯綱町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
長野県	小川村	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
長野県	栄村	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－
岐阜県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	大垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	－
岐阜県	高山市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－
岐阜県	多治見市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	○
岐阜県	関市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－
岐阜県	中津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	－	○	－
岐阜県	美濃市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－
岐阜県	瑞浪市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	－
岐阜県	羽島市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－
岐阜県	恵那市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	○	○	－	－	－
岐阜県	美濃加茂市	○	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	－
岐阜県	土岐市	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
岐阜県	各務原市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－
岐阜県	可児市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－
岐阜県	山県市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－
岐阜県	飛騨市	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜県	本巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	－
岐阜県	郡上市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－
岐阜県	下呂市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
岐阜県	海津市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
岐阜県	岐南町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	－	－	○	－	○	－	－
岐阜県	笠松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	－
岐阜県	養老町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－
岐阜県	垂井町	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	○	○	－	－	－
岐阜県	関ケ原町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
岐阜県	神戸町	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－
岐阜県	輪之内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－
岐阜県	安八町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－
岐阜県	揖斐川町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－
岐阜県	大野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	－	○	－
岐阜県	池田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	－	－	－
岐阜県	北方町	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○	－	○	－	－
岐阜県	坂祝町	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	○	－
岐阜県	富加町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－
岐阜県	川辺町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	○	－
岐阜県	七宗町	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－
岐阜県	八百津町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－
岐阜県	白川町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－
岐阜県	東白川村	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－
岐阜県	御嵩町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－
岐阜県	白川村	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－
静岡県		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○
静岡県	○静岡市	※	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡県	○浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	○	－
静岡県	沼津市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
静岡県	三島市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
静岡県	富士宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	伊東市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
静岡県	富士市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	焼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○
静岡県	藤枝市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	○
静岡県	湖西市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－
静岡県	菊川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	東伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	－	－	－
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－
静岡県	松崎町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
静岡県	函南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	清水町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
静岡県	小山町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
静岡県	吉田町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
静岡県	川根本町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
愛知県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－
愛知県	岡崎市	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○
愛知県	一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
愛知県	春日井市	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	○	○	－	－	○
愛知県	刈谷市	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知県	西尾市	－	○	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知県	犬山市	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知県	小牧市	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
愛知県	東海市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
愛知県	大府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○
愛知県	知多市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○
愛知県	豊明市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－
愛知県	清須市	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知県	大口町	－	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知県	扶桑町	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知県	幸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
三重県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	四日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○
三重県	伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○
三重県	鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	－	○	○
三重県	亀山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○
三重県	鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○
三重県	熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	－	○	○
三重県	いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	－	○	○
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○
三重県	伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	○	○
三重県	木曽岬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	○	○
三重県	東員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
三重県	菰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	○	○
三重県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	○	○
三重県	川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
三重県	多気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
三重県	明和町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	○
三重県	大台町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	○	○
三重県	玉城町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	○
三重県	度会町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	○
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
三重県	南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
三重県	紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
滋賀県		○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	－	－
滋賀県	大津市	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	彦根市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	長浜市	－	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	近江八幡市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	草津市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	守山市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	栗東市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	甲賀市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	野洲市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	湖南市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	高島市	○	－	－	－	－	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－
滋賀県	東近江市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	米原市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	日野町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	竜王町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	愛荘町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	豊郷町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	甲良町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	多賀町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都府		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
京都府	○京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
京都府	福知山市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
京都府	舞鶴市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	－
京都府	綾部市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	－
京都府	宇治市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
京都府	宮津市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	－	－
京都府	亀岡市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
京都府	城陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
京都府	向日市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
京都府	長岡京市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
京都府	八幡市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	－	－
京都府	京丹後市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	－	－
京都府	南丹市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	－
京都府	木津川市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
京都府	大山崎町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
京都府	久御山町	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都府	井手町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
京都府	宇治田原町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
京都府	笠置町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
京都府	和束町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
京都府	南山城村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
京都府	京丹波町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	－
京都府	伊根町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
京都府	与謝野町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	－	－
大阪府		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
大阪府	○堺市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－	○	－	－
大阪府	池田市	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大阪府	高槻市	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大阪府	守口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○
大阪府	八尾市	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
大阪府	泉佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	○
大阪府	富田林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－
大阪府	松原市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○
大阪府	箕面市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－
大阪府	羽曳野市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	－
大阪府	門真市	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大阪府	摂津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－
大阪府	泉南市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大阪府	熊取町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
大阪府	岬町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－
兵庫県		○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
兵庫県	尼崎市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	－	－
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
兵庫県	西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	－
兵庫県	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
兵庫県	芦屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	－
兵庫県	相生市	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	－
兵庫県	加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	赤穂市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
兵庫県	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
兵庫県	宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	－
兵庫県	三木市	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
兵庫県	高砂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○
兵庫県	川西市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	○
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	○	－
兵庫県	三田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
兵庫県	加西市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
兵庫県	丹波篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－	－	－
兵庫県	丹波市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
兵庫県	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○
兵庫県	宍粟市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	－
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	○
兵庫県	たつの市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
兵庫県	猪名川町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－
兵庫県	多可町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－
兵庫県	稲美町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－
兵庫県	播磨町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
兵庫県	市川町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
兵庫県	福崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
兵庫県	神河町	○	－	－	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－
兵庫県	太子町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
兵庫県	上郡町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
兵庫県	佐用町	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県		○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
奈良県	奈良市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	大和高田市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	大和郡山市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	天理市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	橿原市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	桜井市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	五條市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	御所市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
奈良県	生駒市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	香芝市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	葛城市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	宇陀市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	山添村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	平群町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	三郷町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	安堵町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	川西町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	三宅町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	田原本町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	曽爾村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	御杖村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	高取町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	明日香村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	上牧町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	王寺町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	広陵町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	河合町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	吉野町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	大淀町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	下市町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	天川村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	野迫川村	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	十津川村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	下北山村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	上北山村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
奈良県	川上村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
奈良県	東吉野村	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
和歌山県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	和歌山市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	○	－
和歌山県	橋本市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	○	○
和歌山県	有田市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
和歌山県	御坊市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	○
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
和歌山県	紀美野町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	○	－
和歌山県	かつらぎ町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	○
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	○
和歌山県	高野町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	○
和歌山県	湯浅町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
和歌山県	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	○	○
和歌山県	日高町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	○
和歌山県	由良町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
和歌山県	印南町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
和歌山県	みなべ町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
和歌山県	日高川町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
和歌山県	白浜町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
和歌山県	上富田町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	－	○	○
和歌山県	太地町	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
和歌山県	串本町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
鳥取県		※	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－	－	－
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－	－	－
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
鳥取県	湯梨浜町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
鳥取県	南部町	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	○
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
鳥取県	江府町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
島根県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
岡山県		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－
岡山県	○岡山市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－
岡山県	玉野市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	○
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	○
岡山県	総社市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
岡山県	高梁市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
岡山県	備前市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	○
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
岡山県	真庭市	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－
岡山県	美作市	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－
岡山県	浅口市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－
岡山県	和気町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○
岡山県	早島町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－
岡山県	里庄町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	新庄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	－	－
岡山県	勝央町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
岡山県	奈義町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－
岡山県	美咲町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
広島県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－
広島県	○広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	呉市	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
広島県	竹原市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－
広島県	府中市	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－
広島県	三次市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－
広島県	庄原市	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	○	－	－
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
広島県	東広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－	－
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－
広島県	江田島市	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	－
広島県	熊野町	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
広島県	北広島町	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－
山口県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－
山口県	宇部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
山口県	防府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
山口県	下松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
山口県	光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	長門市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
山口県	柳井市	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－
山口県	美祢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
山口県	周南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	山陽小野田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	周防大島町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－
山口県	和木町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
山口県	上関町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－
山口県	田布施町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－
山口県	平生町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	○	○	－	○	－	－
山口県	阿武町	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－
徳島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	小松島市	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－
徳島県	阿南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－
香川県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	高知市	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高知県	南国市	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
高知県	土佐清水市	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
高知県	香美市	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高知県	田野町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高知県	中土佐町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	－	－	○	－	○	○	－
高知県	日高村	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	－	－	－	○	○	－
高知県	大月町	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高知県	黒潮町	－	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福岡県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	○北九州市	－	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
福岡県	大牟田市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
福岡県	飯塚市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－
福岡県	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
福岡県	柳川市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
福岡県	筑後市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
福岡県	大川市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
福岡県	宗像市	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福岡県	古賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	－
福岡県	うきは市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
福岡県	嘉麻市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
福岡県	みやま市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
福岡県	桂川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	大木町	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
福岡県	香春町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	－
福岡県	添田町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
福岡県	糸田町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
福岡県	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
福岡県	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
福岡県	赤村	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
福岡県	福智町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○	○	○
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－	○	○
佐賀県		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	佐賀市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	唐津市	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	鳥栖市	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	多久市	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
佐賀県	伊万里市	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	鹿島市	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
佐賀県	小城市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
佐賀県	嬉野市	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	神埼市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	○
佐賀県	基山町	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	上峰町	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	みやき町	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	玄海町	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	○	－	－
佐賀県	有田町	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	大町町	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	江北町	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
佐賀県	白石町	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－
佐賀県	太良町	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
長崎県		○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	○	○
長崎県	佐世保市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	－	－
長崎県	島原市	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
長崎県	諫早市	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－
長崎県	大村市	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－
長崎県	平戸市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○
長崎県	松浦市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
長崎県	対馬市	○	－	○	○	－	○	－	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
長崎県	壱岐市	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○
長崎県	西海市	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
長崎県	雲仙市	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－
長崎県	南島原市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－
長崎県	長与町	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
長崎県	時津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○
長崎県	東彼杵町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	○	－
長崎県	川棚町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
長崎県	波佐見町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－	○
長崎県	小値賀町	○	－	○	○	－	－	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
長崎県	新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－
熊本県		○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
熊本県	○熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	○	○
熊本県	荒尾市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○
熊本県	長洲町	－	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
熊本県	南阿蘇村	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－
熊本県	甲佐町	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
熊本県	芦北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	－
大分県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
大分県	大分市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
大分県	別府市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	中津市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	日田市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
大分県	佐伯市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	臼杵市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
大分県	津久見市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	竹田市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
大分県	豊後高田市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	杵築市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
大分県	宇佐市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	豊後大野市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	由布市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	国東市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
大分県	姫島村	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	日出町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
大分県	九重町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
大分県	玖珠町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況

令和６年４月１日現在

地方公共団体名		特化条例等	条例の内容															
								基本的施策									その他施策	
都道府県	市区町村		基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	事業者の責務	連携協力（含体制整備）	相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	二次的被害防止	個人情報の適切な管理
宮崎県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
宮崎県	日向市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
宮崎県	三股町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
宮崎県	高原町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
宮崎県	新富町	※	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	○	－
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	○
宮崎県	木城町	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
宮崎県	門川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	－
宮崎県	高千穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○	○
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	－	○
鹿児島県		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	鹿児島市	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鹿児島県	阿久根市	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鹿児島県	出水市	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鹿児島県	姶良市	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鹿児島県	徳之島町	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－	○	－	－
鹿児島県	天城町	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－	○	－	－
鹿児島県	伊仙町	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－	○	－	－
鹿児島県	和泊町	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－
沖縄県		○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－

（注１）「市区町村」欄の「○」は、政令指定都市を示す。

（注２）「特化条例等」欄の「※」は、特化条例に当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。